

令和5年3月24日

保護者 様

倉敷市教育委員会

**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル改定
に伴う令和5年4月1日以降のマスクの着脱について**

春分の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年2月10日に行われた国の新型コロナウイルス対策本部の決定において、令和5年3月13日以降は、マスクの着脱について行政が一律にルールとして求めるのではなく個人の判断に委ねることを基本とすることなどが示されるとともに、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用されることが示されました。

そしてこの度、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.4.1 Ver.9）が改定され、その中で、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことを基本とすること、校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては着用することが推奨されること、学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じた一定の感染症対策を講じること等が示されました。

このことにより倉敷市立学校園においては、令和5年4月1日からは新型コロナウイルス感染症対策に伴うマスクの着用を求めないことを基本とし、活動場面や状況に応じた感染症対策をとりながら教育活動を行っていきます。

なお、マスクの着脱については、基礎疾患があるなどで感染不安を抱き今後も着用を希望する人や、これまでも健康上の理由等により着用しない人などがおられますが、着用の有無による差別・偏見等がないようよろしくお願いします。

※ 令和5年4月1日からは、地域の感染状況を踏まえ、幼児児童生徒本人に発熱や、咳等の普段と異なる症状など、新型コロナウイルス感染症の可能性がある場合は、これまでと同様に登校せず自宅で休んでいただくこととなりますが、その兄弟姉妹については症状がなければ登校できます。

ただし、同居家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、令和5年5月7日までは、原則その時点で濃厚接触者となりますので待機期間の間は登校できません。

マスクをつけている人も マスクをつけていない人も

様々な理由で、
マスク着用を希望したり、健康上の理由でマスクを着用
しない人がいます。一人一人の意思や考えを尊重し、
思いやりのある行動をすることが大切です。

基礎疾患があって
感染することが
不安



マスクを外すのが不安

頭痛や肌荒れ
息苦しさなど
マスクによる
身体への影響が不安



マスクの着用に不安

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル2023.4.1（文部科学省）より

- ・令和5年4月1日より学校生活において、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面では、児童生徒や教職員のマスクの着用が推奨されます。
- ・新型コロナウイルスに限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、マスクの着用を促すことも考えられますが、マスクの着用を強いることがないようにしてください。